

各務原市新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱

(平成27年4月10日決裁)

(設置)

第1条 新庁舎建設に必要な事項を調査し、又は検討することを目的として、各務原市新庁舎建設庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、又は検討する。

- (1) 新庁舎の機能、規模、位置及び施設計画に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、磯谷副市長とする。

3 副委員長は、今道副市長とする。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 企画総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 健康福祉部長
- (5) 産業活力部長
- (6) 都市建設部長
- (7) 水道部長
- (8) 消防長
- (9) 教育長
- (10) 教育委員会事務局長
- (11) 会計管理者
- (12) 監査委員事務局長
- (13) 議会事務局長

5 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める職員を臨時の委員とすることができる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員が会議に出席できない場合は、その代理人による出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の所掌事項について、専門的かつ幅広い視点から調査又は検討を行い、計画立案等の事務を効率的に推進するため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の構成員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画総務部管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 各務原市本庁舎耐震化庁内検討委員会設置要綱(平成26年6月30日決裁)は、廃止する。

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和5年4月21日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。